

令和 2 (2020) 年度岐阜大学短期留学 (派遣) 奨学金募集要項

1 趣 旨

この奨学金は、岐阜大学と学術交流協定を締結している外国の大学に、本学学則第 47 条又は大学院学則第 38 条の規定に基づき留学する学生 (外国人留学生を除く。) に対して奨学金を支給することにより、学生の国際交流意識を高め、国際感覚を備えた人材の養成を図ることを目的とする。

2 応募対象者

令和 2 (2020) 年度岐阜大学交換留学生 (派遣) 募集要項に基づき、令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月までの間に留学を開始し、半年間又は 1 年間の学術交流協定大学へ交換留学生として短期留学を希望する者。

3 応募資格

奨学金を受給することのできる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 学業成績が優秀で人格等が優れている者。
 - ・前年度の学内 GPA が 2.30 以上であること。ただし、学内申請時に学部 1 年次の者は、前学期の学内 GPA により算出する。
- (2) 留学希望先の協定大学が必要とする成績及び教育を受けるのに十分な外国語の能力を有する者。
 - ・協定大学が語学要件を定めている場合
これを満たしていることを学内申請要件とする。ただし、英語圏への留学希望者については、協定大学が語学要件として定める TOEFL-iBT スコアの 90%以上または、IELTS スコアから 0.5 を引いた点数以上を取得していれば学内申請を認める。この場合、令和元年 12 月 20 日 (金) までに協定大学の定める語学要件を満たすスコアを提出することを条件とする。条件を満たさない場合、交換留学生候補者としての資格を喪失する。
 - ・協定大学が一定の語学能力を推奨している場合
これを満たしていない場合でも学内申請を認める。ただし、語学能力を考慮して学内選考を実施する。
- (3) 留学開始までの間に、留学希望先で使用する言語の学習を継続する意志がある者。
- (4) 帰国後も引き続き本学において学業を継続する意志がある者。
- (5) 他の機関から留学のための奨学金を受給していない者。

4 奨学金の支給

選考順位に応じて、以下のとおり奨学金を支給する。

- (1) 1~2 位 月額 4 万円
支給期間は 1 年以内とし、留学期間中に毎月在籍確認を実施したうえで支給する。
- (2) 3~4 位 15 万円
岐阜大学学則第 47 条に基づく留学許可後に一括支給する。
- (3) 5~8 位 10 万円
岐阜大学学則第 47 条に基づく留学許可後に一括支給する。

5 奨学生の人数

本募集において採用する奨学生の人数は、8 名以内とする。

6 奨学生の決定

学長は、岐阜大学グローバル推進機構の議を経て奨学生候補者を選考し、当該候補者が留学先大学から入学許可を取得したときに、その者を奨学生として決定する。

7 奨学金支給の中止

次のいずれかに該当する場合、奨学金の支給を中止するものとする。

- (1) 留学を中止した場合
- (2) 成業の見込みがないと判断された場合
- (3) 「3 応募資格」を欠くこととなった場合
- (4) 奨学生たるにふさわしくない非行があった場合

8 奨学金の原資

奨学金は、岐阜大学基金から支出するものとする。

9 その他

- (1) 奨学生として決定された者は、留学終了後1か月以内に「学習成果報告書」を学長宛に提出すること。
- (2) 本学では、外務省海外安全ホームページに掲載されている海外安全情報の危険レベル2以上の地域への留学は原則認めていない（不要不急の渡航中止）。「7 奨学金支給の中止」には、留学開始前又は留学中に危険レベル2以上となり、本学から留学の中止を指示された場合も含む。